

秋田県告示第118号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ヨーネ病の検査	(1) 能代市、藤里町、三種町、八峰町、横手市、湯沢市、東成瀬村	実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後24箇月未満のものを除く。）
	(2) 大館市、能代市、三種町、八峰町、秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、にかほ市、横手市、美郷町	実施する区域で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している乳用雌牛（生後24箇月未満のものを除く。）
	(3) 県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症の検査	県内全域	実施する区域で死亡した牛で、生後96箇月以上、生前に歩行困難、起立不能等であったものにあつては生後48箇月以上及び生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛にあつては全ての月齢の牛
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥
腐蛆病の検査	藤里町、能代市、三種町、八峰町、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、大仙市、仙北市、美郷町	実施する区域で飼育されている蜜蜂の群

3 実施期日及び場所

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

- (1) ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に定める方法及び農林水産省の指示による。
- (2) 家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。